

令和7年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項で規定する財政援助団体等の監査

2 監査対象団体、監査期日、補助金等

監査対象団体等 (所管課)	監査期日	補助金の名称	補助金額 (令和6年度)
川西町商工会 (商工観光課)	11月25日	川西町商工会運営補助金 川西町経営人材育成支援事業補助金 川西町中心市街地活性化支援事業補助金	6,000,000円 203,000円 200,000円
川西町観光交流協会 (商工観光課)	11月26日	川西町観光協会運営事業補助金	11,281,000円
川西町社会福祉協議会 (福祉介護課)	11月27日	川西町社会福祉協議会補助金 川西町町民福祉大会事業補助金	7,307,000円 250,000円

3 監査の対象事項

令和6年度における、対象団体の出納その他の事務の執行のうち、川西町から財政的援助として受けている補助金の執行状況

4 監査の方法

所管課に関しては、次の点を主眼とした。

- ・財政援助の決定は法令等に適合しているか。
- ・公益上の必要性は十分か。
- ・条件その他補助に関する指令等の内容は明確か。
- ・額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- ・効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

財政援助団体に関しては、次の点を主眼とした。

- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符号しているか。
- ・補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が挙げられているか。
- ・補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。

- ・領収書等の整備、記帳は適切か。
- ・補助金等に係る収支の会計経理は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ・精算報告は適正に行われているか。
- ・精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

上記項目を主眼とし、事前に提出を求めた関係書類を確認するとともに、各種申請書類、会計書類などの確認を行い、関係者からの説明を聴取し、監査を執行した。

(1) 事前提出書類

- ① 補助金交付要綱（規則等）
- ② 補助金交付申請書及び関係書類
- ③ 補助金交付決定通知書
- ④ 補助事業等実績報告書及び関係書類
- ⑤ 補助金の額の確定についての通知
- ⑥ 補助対象事業に係る令和6年度決算書

(2) 説明のため出席した者

① 川西町商工会

事務局次長 梅津憲一、企業支援課長補佐 田代美奈子、係長 芳賀顕介、
主事 梅津香奈

所管課：商工観光課

課長補佐 佐々木伸治、専門員 奥村正隆

② 川西町観光交流協会

会長 本間芳弘、専務理事 井上憲也、事務局長 飯田哲志

所管課：商工観光課

課長補佐（観光交流担当） 小形崇洋、観光交流係長 高橋和久

③ 川西町社会福祉協議会

会長 金子正美、常務理事（兼）事務局長 遠藤研介、

事務局次長 市川美和子

所管課：福祉介護課

課長補佐 大友登貴子

5 監査結果

監査対象事項については、適正に処理されているものと認める。